

奈良県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 窪田 剛久 山辺郡山添村大字西波多一一二八―三・一一二九

〃 南 佳策 天理市三島町三六五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 窪田 政倫 山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一

〃 並河 健 天理市田井庄町五四六